

業務提携基本契約書

茨城県行政書士会（以下「甲」という。）と、株式会社ワイズ（以下「乙」という。）は、次の通り業務提携契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第1条 目的

甲と乙とは、甲会員の建設部門に関連する能力担保措置を支援することで、甲乙相互及び行政書士会、建設業界の発展に資することを目的とし、業務提携するものとする。

第2条 業務範囲

本契約により提携する業務の範囲は、乙が開発し甲会員が建設部門に関連する業務で利用する電子申請支援システム建設業統合版（以下、本システムという。システム名称変更後も同様）の提供・利用とする。

なお、本システムの提供・利用につき発生する問題の解決は、両者相互に協力し、必要に応じ協議のうえ行うものとする。

第3条 業務の推進方法

本契約の業務については、乙が甲の新入会員に対して、行政書士登録後最初の5年が経過するまでの間、本システム1ライセンスの使用料を無償とするものとする。

第4条 知的財産権

本契約にもとづいて行う個々の業務の過程で発生する知的財産権については、甲は原則として発明または考案した者、乙は発明または考案した者が所属する組織に帰属するものとする。

第5条 自主独立

本業務提携後も、甲と乙はそれぞれの運営・経営を自主独立で行うものとし、相互に相手側の運営には干渉しないものとする。

第6条 秘密保持

甲及び乙は、本契約に基づく業務提携により知り得たお互いの情報を、相手方の書面による同意がないかぎり第三者に開示しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約時に既に公開となっている情報及び相手方の許可

を得た情報、独自に開発または取得した情報についてはこの限りではない。

3 前項の規定は、本契約終了後も5年間継続する。

第7条 費用負担

本契約に基づく提携業務の履行にあたり発生した費用は、各自が負担するものとし、相手方には請求しないものとする。

但し、業務の内容により、予め両者間で費用の負担を別途取り決めた場合には、この限りではない。

第8条 契約期間

本契約の期間は3年間とする。但し、当事者いずれかからの1ヶ月前までの事前申し入れにより本契約の解除ができるものとする。

2 契約期間の延長は両当事者の合意によって行うものとする。

3 甲乙どちらかの代表者が変更となった際には、両者協議のうえ改めて契約を結ぶものとする。

第9条 権利の譲渡の禁止

甲及び乙は、本契約において保有する権利及び業務の全部または一部を、相手方の書面による事前の同意がない限り、第三者に譲渡してはならない。

第10条 権利の放棄

甲及び乙の一方が、相手方の特定の契約違反を許容し、その違反により発生する損害賠償請求権等の放棄をしても、その後の違反に対する権利を放棄するものではないことを、甲乙双方は確認する。

2 特定の条項の権利放棄を契約期限までに認める場合は、権利をもつ契約当事者が、書面にて放棄する旨を承諾しなければならない。

第11条 契約の解除

甲または乙は、他の当事者が次の各号の一つに該当したときは、催告なしにただちに、本契約の全部または一部を解除することが出来る。

①本契約あるいは個別契約の条項に違反したとき

②銀行取引停止処分を受けたとき

③第三者から強制執行を受けたとき

④破産・民事再生、または会社更生等の申し立てがあったとき

⑤信用状態の悪化等あるいはその他契約の解除につき、相当の事由が認められるとき

第12条 不可抗力

本契約上の義務が、以下に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙双方本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

①自然災害

②戦争、内乱、暴動、革命及び国家の分裂

③ストライキ及び労働争議

④火災及び爆発

⑤伝染病

⑥政府機関による法改正

⑦その他前各号に準ずる非常事態

2 前項の事態が発生したときは、被害に遭った当事者は、相手方にただちに不可抗力の発生の旨を伝え、予想される継続期間を通知しなければならない。

3 不可抗力が30日以上継続した場合は、甲及び乙は、相手方に対する書面による通知にて本契約を解除することが出来る。

第13条 協議

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

第14条 合意管轄

甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約を証するため、本書二通作成し、両当事者それぞれ記名捺印の上、各一通を保有する。

平成 27 年 2 月 22 日

甲

國井 豊

乙

長野県長野市三輪一丁目8番14号
株式会社 福澤 不直 樹
代表取締役

